

■ 促進方針策定～事業実施～誰もが暮らしやすいまちづくりの実現へ

移動等円滑化促進方針の策定（令和1～2年度）→令和3年3月策定予定

移動等円滑化促進方針の策定を契機として、市全体のバリアフリー化の方針を関係者間で共有したり、具体の事業に関する調整などに継続的に取り組んだりすることにより、具体の事業計画である基本構想の策定へと繋げていくことを目的としています。

【庁内委員会、推進協議会の設置】

段階的・効果的なバリアフリー整備の推進

①維持管理・部分改修
改良検討・心のバリアフリー

（令和3年度以降）

■維持管理

バリアフリー化が完了している区間における点検・早期修繕・安全管理など、一定の整備水準を維持するための維持管理。

■部分改修

視覚障害者誘導用ブロックや白線の改修、溜まり空間の平坦性の確保、横断勾配の改良など、既存道路の部分改修。

■改良検討

市民とともに長期的な整備のあり方について協議を行います。

■心のバリアフリー

バリアフリー化の重要性や高齢者・障害者等に対する理解を深め、行動につなげます。

移動等円滑方針策定期間の延長

現在、方針策定のために立ち上げている推進協議会を継続して開催し、バリアフリー化の推進に向けて、もう少し時間をかけて調査・協議を行います。

（必要に応じて基本構想⇒特定事業へ）

②基本構想の策定

（事業化の目途が立った箇所から）

公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化に向けた事業（特定事業）の具体化に向けた機運が高まった地区から、基本構想の策定へ移行します。

基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において実施します。

特定事業等の実施

（基本構想作成後）

基本構想に位置づけられた重点整備地区において、面的・一体的なバリアフリー化に向けた事業（特定事業）を実施します。

誰もが暮らしやすいまちづくりの実現

官民連携のもとで、総合的なバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めることにより、高齢者や障がい者、妊産婦等（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）等が移動する際、施設を利用する際の利便性や安全性の向上が図られ、誰もが暮らしやすいまちづくりに繋がります。